



2027年3月1日から、市販薬と同じ成分の処方薬は、薬剤費の4分の1を「特別の料金」として患者さんが追加で支払うしくみになります。院外処方の場合、この料金は薬局の窓口で患者さんからいただきます。



施行日

**2027年3月1日**

令和9年3月1日。それより前に処方された処方箋は対象外



追加の負担

**薬剤費の4分の1**

残りの4分の3は今までどおり保険（1～3割負担）



対象医薬品

**77成分・1,042品目**

毎年4月1日に更新（3月頃に事前に公表）

## どんな薬が対象？

市販薬（OTC）と成分・投与経路が同じで、1日最大用量が変わらない医療用医薬品。先発品も後発品も対象です。

- ・ **痛み止め**：ロキソプロフェン、イブプロフェン、ジクロフェナク、インドメタシン、フェルビナク
- ・ **アレルギー**：フェキソフェナジン、ロラタジン、エピナスチン、ベポタスチン
- ・ **去痰・便秘**：L-カルボシステイン、酸化マグネシウム、ピコスルファート
- ・ **皮膚**：ヘパリン類似物質、尿素、白色ワセリン、ステロイド外用薬、抗真菌薬

## お金のしくみ

1/4

特別の料金

3/4 保険の対象（自己負担は1～3割）

特別の料金＝「薬価の4分の1」×投薬全量。同じ処方箋の対象薬を足してから、1の位を四捨五入（10円未満は10円）。

**⚠ 特別の料金は点数にしない。円のまま計算。** 2027年3月からは、長期収載品の選定療養も同じく円で計算します（これまでは点数に換算）。

解熱鎮痛薬（5日分）

50円 → **70円**

便秘薬（30日分）

360円 → **550円**

抗アレルギー薬（30日分）

540円 → **790円**

3割負担・薬剤の部分だけの目安（厚労省の資料）。技術料は別。

## 処方箋の「一部保険外療養」欄を見る



特別の料金をいただく



特別の料金はいただかない



対象医薬品なら、処方医に疑義照会

対象外かどうかを判断するのは**処方医**。長期収載品の選定療養と二重にはかかりません。

| 変更不可<br>院外処方 | 患者希望<br>一部保険外療養 | 処方                                   |
|--------------|-----------------|--------------------------------------|
|              | ○               | 【般】ロキソプロフェンNa錠60mg 3錠 1日3回毎食後 5日分    |
|              | —               | 【般】フェキソフェナジン塩酸塩錠60mg 2錠 1日2回朝食後 14日分 |
|              |                 | 【般】アムロジピン錠5mg 1錠 1日1回朝食後 28日分        |

記入例（イメージ）です。薬剤・用法は説明用の架空のものです。赤い枠が新しい欄です。

### Q. 処方箋の「一部保険外療養」欄に○も—もない（チェックが入っていない）ときは？

対象医薬品なら処方医に**疑義照会**して、「○」か「—」かを確認します。こども（18歳になった日以後の最初の3月31日まで）と、妊婦等で対象外の成分の場合は、照会せず料金はいただかず、**事後に処方医へ報告**します。対象医薬品でない薬は、空欄のままでも問題ありません。

根拠：保医発0930第6号 第2の1（4）（厚労省PDF 4ページ）



### 窓口でのひとこと

「市販薬と同じ成分のお薬のため、国の制度で、お薬代の4分の1を『特別の料金』としてご負担いただきます。全国の病院や薬局で同じ扱いです。」

## ✓ 特別の料金がかからない9つの場合

- ① こども（18歳になった日以後の最初の3月31日まで）
- ② がんの治療中の、がん・がん治療に関連して生じた状態
- ③ 指定難病・小児慢性特定疾病（18～20歳）と、関連して生じた状態
- ④ 国の公費負担医療（生活保護の医療扶助など）
- ⑤ 入院時の処方（退院時処方を含む）
- ⑥ 侵襲を伴う検査・処置・手術と同じ日に出た14日分まで
- ⑦ 医師が認めた、年間を通じた長期の使用（頓服・季節だけの使用は対象）
- ⑧ 市販薬の効能・効果では対応できない状態（例：蕁麻疹へのフェキソフェナジン）
- ⑨ 妊婦・妊娠の可能性がある人・授乳婦で、市販薬が「服用しないこと」の成分

経過措置：3の指定難病は書類による確認を令和9年度末（2028年3月末）まで、7は一部の外用薬を令和10年度末（2029年3月末）まで対象外とする扱いがあります。

## ☞ 施行までに薬局でやること

- ☐ レセコンの対応の時期と入力の方法を、ベンダーに確認する
- ☐ 自店で出る対象医薬品と、影響が大きい患者さんを把握する
- ☐ 近隣の医療機関と、○／—の記載や事後報告の方法を共有する
- ☐ 窓口トークをそろえ、全員で理解度テストをする
- ☐ 問診票に「妊娠中・授乳中」「受給者証」の確認欄を入れる
- ☐ 患者さん向けの掲示・お知らせを2027年1～2月に始める